

まちづくりと連携したマンション再生制度の構築に向けた先行モデル事業補助金交付要領

平成 27 年 4 月 1 日

26 都市住マ第 372 号

第 1 通則

まちづくりと連携したマンション再生の構築に向けた先行モデル事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、まちづくりと連携したマンション再生の構築に向けた先行モデル事業実施方針（平成 27 年 4 月 1 日付 26 都市住マ第 371 号。以下「実施方針」という。）、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及びこの要領に定めるところによる。

第 2 目的

この要領は、実施方針 3-1（2）の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第 3 交付対象事業及び補助金の額

補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところによるものとする。

第 4 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 補助金の交付を受けようとする区市（以下「区市」という。）は、補助金交付申請書（別記第 4 号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、区市に通知するものとする。また、決定に当たって、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

第 5 交付決定の変更

- 1 区市は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額の変更等が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書（別記第 5 号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を変更し、区市に通知するものとする。

第 6 申請の撤回

区市は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書受領後 14 日以内に補助金交付申請を撤回することができる。

第 7 事情変更による決定の取消し

知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又はその決定の内容若しくはこれ

に付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第8 承認事項

区市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。

- 一 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（別記第6号様式）
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき（別記第6号様式）
- 三 補助事業を中止又は廃止しようとするとき（別記第7号様式）

第9 事故報告等

区市は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び状況を知事に報告し、指示を受けなければならない。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、区市が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないことを認めるときは、区市に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきであることを命ずることができる。
- 2 知事は、区市が前項の命令に違反したときは、区市に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

第11 実績報告

- 1 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、区市に対し、補助事業の執行の状況について報告を求めることができる。
- 2 区市は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第8号様式）により速やかに知事に事業の実績を報告しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11第2項の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市に通知するものとする。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

第 14 補助金の請求及び交付

- 1 区市は、第 12 の規定による補助金の額の確定後、速やかに、知事に対し、補助金請求書（別記第 9 号様式）により補助金の請求を行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた時は、補助金を交付するものとする。

第 15 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、区市が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
 - 二 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
 - 四 補助事業が予定期間内に着手しない又は完了しないとき。
 - 五 補助金の精算額が補助金交付決定額に達しないとき。
 - 六 この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関連法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 12 の規定により補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第 16 補助金の返還命令

- 1 知事は、第 7 又は第 15 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第 12 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

第 17 違約加算金及び延滞金

- 1 区市は、第 16 第 1 項の規定により補助金の返還命令を受けたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額。）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、第 15 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 6 号に該当しない場合を除くものとする。
- 2 区市は、補助金の返還命令を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 18 違約加算金の計算

第 17 第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、区市の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 19 延滞金の計算

第 17 第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 20 補助事業の帳簿等の作成及び保管

区市は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間、これを保管しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年度歳入歳出予算が平成 27 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合において、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本モデル事業は、平成 28 年度までの時限事業とする。
- 3 本モデル事業の対象地区数は、3 地区とする。

別表 補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業（※1）	補助金の額（※2）
1 まちづくり計画の策定に関すること ① 現況調査に要する費用 ② まちづくり計画の策定に要する費用 ③ マンション再生に関する効果的な支援策の検討に要する費用	区市が実施する左欄 事業に要する費用の 1/2 以内 但し、1 地区当たり 5,000 千円を年間限 度額とする。
2 まちづくりの合意形成に関すること ① 説明会等の実施に要する費用 ② 住民意向調査に要する費用 ③ まちづくり協議会等の運営の支援に要する費用 ④ まちづくり協議会等への専門家派遣に要する費用	
3 マンション再生に向けた合意形成支援に関すること ① 現況調査の支援に要する費用 ② マンション再生に向けた管理組合の運営の支援に要する費用 ③ 管理組合への専門家派遣に要する費用	
4 都市計画及びまちづくりに関する事業等の検討に関すること ① 都市計画の検討に要する費用 ② まちづくりに関する事業等の検討に要する費用 ③ 都市計画決定に向けた事務等に要する費用	
5 成果報告書の作成に関すること ① 成果報告書の作成に要する費用	
6 その他まちづくりと連携したマンション再生を検討する上で必要があると知事が認めるもの	

※1 他の補助事業で補助対象となっている事業費を除くものとする。

※2 千円未満は切り捨てるものとする。